

平成24年6月8日
内閣府

自殺総合対策大綱見直しに関する意見(概要)

1. 総論(「第1 はじめに」及び「第2 自殺対策の基本的考え方」)

- 「生きやすい社会」ではなく、「自殺に追い込まれることのない社会」を目指すべきである。
- 経済対策等により経済社会情勢を好転させることが自殺対策として不可欠であるという視点を盛り込むべきである。
- 対策の効果を評価し、効果の高いものを優先させるという観点が重要である。
- 全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入の3つの対策を効果的に組み合わせることが必要である。
- 国、自治体、関係団体、民間団体等の取り組むべきことを明確にするとともに、相互の連携強化が必要である。
- 自殺の実態、地域の実情を踏まえた対策の推進が必要である。そのため、自治体の規模、特徴別の標準プログラムの提示が必要である。

2. 世代別考え方(「第3 世代別の自殺の特徴と自殺対策の方向」)

- これまでの中高年層対策に加えて、厳しさが増している若年層対策の強化が必要である。
- 対策の緊急性が高い分野について、重点的に対策を講ずることが必要である。若年者、失業、経営失敗、多重債務等の経済問題を有する者、未遂者などが当面の対象となるのではないか。

3. 各論(「第4 自殺を予防するための当面の重点施策」、「第5 自殺対策の数値目標」及び「第6 推進体制等」)

(「1. 自殺の実態を明らかにする」)

- 各府省、自治体、関係団体、民間団体等の有する情報を集約して対策に活かせるようにする必要がある。
- インターネットを活用した支援策情報の提供を拡充すべきである。

(「2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」)

- 自殺対策強化月間
- インターネットを活用した自殺予防の情報発信を強化すべきである。
- 生活上生じる困難やストレスに適切に対処する方法を身につけるための教育を推進すべきである。
- 大学段階における自殺の予防に資する取組を推進すべきである。
- 性的マイノリティ等への理解を促進する。

(「3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」)

- 職域の拡大と役割の明確化を図る。

(「4. 心の健康づくりを進める」)

- 職場のメンタルヘルス対策、特に小規模事業所、非正規雇用者向け対策を強化すべきである。
- 精神保健福祉センター、保健所等を中心に、関係団体、民間団体等が連携して地域における心の健康づくり推進体制の強化を図られるよう支援すべきである。

(「5. 適切な精神科医療を受けられるようにする」)

- 適切な精神科医療を提供できるようにする取組が必要である（医療提供体制の整備、人材研修、地域・職域との連携、など）。
- 一般医、かかりつけ医、救急医療に携わる医師の精神疾患の対応等についての教育・研修が必要である。
- アルコール、薬物依存症以外に、病的賭博（いわゆるギャンブル依存症）の対策についても調査研究等を行うことが必要である。
- 過剰投薬等のリスクが指摘されていることから、適切な医療が行われているかをチェックする仕組みが必要である。

(「6. 社会的な取組で自殺を防ぐ」)

- 地域における多分野の相談機関、専門家の連携を推進すべきである。
- 相談、支援の場において性的マイノリティ等に配慮する必要がある。
- マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行い、情報を公開すべきである。

(「7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ」)

- 救命救急センターにおいて精神科医が関与する体制を確立する必要がある。
- 自殺未遂者が退院して地域に戻った際に、地域の中で支えていくシステムづくりが必要である。
- 「自殺対策戦略研究」等の成果を踏まえて対策を強化すべきである。

(「8. 遺された人の苦痛を和らげる」)

- 遺された人に対する法的、経済的支援も視野に入れるべきである。

(「9. 民間団体との連携を強化する」)

- 地域の非専門家団体と専門家団体が連携しやすくなるよう、また、関係機関等の連携がより実践的なものとなるような仕組みづくりが必要である。
- 民間団体ヒアリングや関係団体等による会議などの連携、情報交換の機会を設ける取組を継続する。
- 多発地、広域活動団体の支援の在り方について検討する。

4. 枠組み（「第5 自殺対策の数値目標」及び「第6 推進体制等」）

(「第5 自殺対策の数値目標」)

- 対策の進捗を測るための中間的なアウトプット目標を設定すべきである。
- 自殺死亡率ではなく自殺者数で目標を設定すべきである。
- 「自殺者ゼロ」を目標に掲げ、具体の自殺者数等の目標は設定しないべきである。

(「第6 推進体制等」)

- 官民連携を推進する仕組みを作るべきである。
- 科学的知見に基づき対策の効果を客観的に評価、検証する仕組みを作るべきである。

5. その他（表現振り、留意事項等）

- 「自殺は追い込まれた末の死」→「自殺は、その多くが心理的に追い込まれた末の死」
- 「自殺は防ぐことができる」→「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」
- 「自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している」→「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」
- 「残された人」「遺族（等）」「自助グループ（等）」などの表現の整理
- 「自殺遺児」→「自死遺児」
- 大綱は対策を網羅的に記載しているので、自治体で対策を実施するに当たっては、地域の実情を踏まえて必要な対策を重点的に講ずべきであることを明記すべきである。
- 目標を達成するための具体的戦略が必要である。